



ベイヒルズSR通信

〒221005 横浜市神奈川区栄町 11 KDX 横浜ビル 6 階
TEL : 045-450-6701 (平日 9:00 ~ 17:00)
FAX : 045-450-6706



【今月の一言】

夏休みを利用して福島の大内宿へ行ってきました。昔話に出てくるようなほっこりとした街並みの中、築400年の民家を利用したお店で名物のねぎそばをい



ただいてきました！こちらの存在感抜群のねぎは、お箸と薬味を兼ねており、時々かじりながらいただくそうです。『ねぎを生で丸かじり』というのは今まで経験のないことでしたが、案外気になることもなく、おそばも美味しかったので、あっという間に完食してしまいました。(事務員S)



それでは今月もベイヒルズSR通信をお届けいたします。

2023 年度最低賃金額 全国平均で初の1,000 円超え

◆目安はAランク 41 円、Bランク 40 円、Cランク 39 円

7月28日、中央最低賃金審議会で2023年度の地域別最低賃金額改定の目安の答申が取りまとめられ、Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円に決定しました。引上げ額はこれまでで最も大きく、全国平均で時給1,002円と、初めて1,000円を超えました。

これを受けて全国の地方最低賃金審議会でも議論が始まり、8月7日には東京都では41円引き上げて1,113円、次いで神奈川が1,112円、また秋田県では過去最高の上げ幅となる44円引き上げて897円とするよう答申した、と報じられています。

最低賃金適用補範囲は、研修期間の従業員を含むすべての労働者が対象となり、10月より施行されます。

◆引上げ額目安が4.3%基準で検討された理由

政府の方針や賃金、通常の事業の賃金支払能力、労働者の生計費を総合的に勘案して4.3%が基準とされましたが、目安の議論を行ってきた公益委員見解では、消費者物価の上昇が続いていることや、昨年10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率(3.3%)を上回る高い伸び率であったこともあり、特に労働者の生計費を重視した目安額としたとされています。また、この目安額が中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない、ともしています。

◆厚生労働大臣が中小企業・小規模事業者に対する支援策に言及

中央最低賃金審議会の答申において要望のあった、業務改善助成金の対象事業場拡大等について、加藤厚生労働大臣は8月8日の記者会見において、できるだけ早期に行うよう検討を進め、検討内容を踏まえて後日発表したいと表明しています。

【厚生労働省「令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について」】より

2022 年度労基署の監督指導結果 & 指導事例

厚生労働省より、2022年度に長時間労働が疑われる事業場に対して労基署が実施した監督指導の結果が公表されました。

この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象に行われたものです。指導事例等も公表されているので、概要を紹介します。

◆監督指導結果のポイント

(1) 対象期間:2022年4月~2023年3月

- (2) 対象事業場:33,218 件
- (3) 主な違反内容((2)のうち、法令違反があり是正勧告書が出された事例):
 - 1 違法な時間外労働があった:14,147 事業場(42.6%)
 - 2 賃金不払残業があった:3,006 事業場(9.0%)
 - 3 過重労働による健康障害防止措置が未実施:8,852 事業場(26.6%)

◆指導事例のポイント

違反内容で4割超を占め、違法な時間外労働が行われていたとして、労基署が行った主な指導事例を紹介します。

- ◇長時間にわたる違法な時間外・休日労働を行わせたこと
 - 36 協定で定めた上限時間を超えた時間外労働について是正勧告
 - 労基法に定められた上限時間を超えた時間外・休日労働について是正勧告
 - 時間外・休日労働時間を1か月当たり80時間以内とするための具体的方策を検討・実施するよう指導
- ◇時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超えた労働者に対し、時間外・休日労働の情報を提供しなかったこと
 - 時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超えた労働者に対し、かかる時間外・休日労働時間に関する情報を通知していなかったことについて是正勧告
- ◇休日労働に対する割増賃金を支払っていないこと
 - 休日労働について3割5分以上の割増賃金を支払っていないことについて是正勧告
- ◇衛生委員会における調査審議等がされていなかったこと
 - 衛生委員会において、長時間労働による労働者の健康障害防止を図るための対策の樹

立に関することについて調査審議されていなかったことについて是正勧告

- 1か月当たり80時間を超えて時間外・休日労働を行わせた労働者に対する医師による面接指導の制度を導入していなかったことについて指導
- ◇深夜業に従事する労働者に対する健康診断を実施していなかったこと
- 深夜業に従事する労働者に対し6か月以内ごとに1回、健康診断を実施するよう是正勧告

【厚生労働省「長時間労働が疑われる事業場に対する令和4年度の監督指導結果を公表します」】より

9 月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

- 11日
- 源泉徴収税額/住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
 - 雇用保険被保険者資格取得届の提出 <前月以降採用の労働者がいる場合> [公共職業安定所]

- 10月2日
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
 - 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
 - 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
 - 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]